

## 第22期文化審議会第4回総会（第90回）

令和5年3月1日

**【佐藤会長】** ただいまより、文化審議会の第90回の総会、今期の第4回総会を開催いたします。

皆様御多忙のところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

今期の会議もこのように議論する機会というのは最後ということなんですけれども、どうぞよろしく御協力くださいますようお願いいたします。

本日は、沖森委員、島田委員、島谷委員、中江委員、松田委員が御欠席ということでございます。

本日の議題は、お手元の議題にありますように、1つ目が、文化芸術推進基本計画（第2期）の答申の案についてでございます。2つ目が、その他として、各委員から今期の審議会の感想や御意見をいただいて、今後に向けて取り上げたい事柄などを意見交換したいというふうに思っております。

それでは、議題の第1、文化芸術推進基本計画（第2期）（答申）（案）につきまして、入りたいと思います。

この件については、昨年12月に当審議会として中間報告を取りまとめました。その後、パブリックコメントを踏まえて、文化政策部会において審議を重ねていただきました。本日、特段大きな御意見がなければ、文化審議会として了承するという方向になると思います。

まずは、文化政策部会の河島部会長から御説明をお願いしたいと思います。

**【河島委員】** 文化政策部会長の河島でございます。

第2期の文化芸術推進基本計画については、昨年12月の総会で中間報告を取りまとめたいただきました。その後、参考資料1にまとめておりますように、パブリックコメントで300件を超える御意見を頂戴し、それも踏まえまして、文化政策部会で2回の審議を重ね、お手元の資料1のとおり、文化芸術推進基本計画（第2期）（答申）（案）というものを部会として取りまとめております。

全体構成といたしましては、1ページ目の目次のとおりとなっております。前回から特に大きな変更はありませんが、改めて簡単に御説明いたします。

まず、第1では、国の文化芸術を取り巻く状況を確認し、第2で、第1期計画の評価と課題

を整理しております。第3では、中長期目標について、第1期の計画の内容を基本的に踏襲することとしております。第4では、第2期計画期間中に推進すべき取組として、7つの重点取組と、全体を網羅的にカバーする16の施策群に整理しております。最後に、第5では、第2期計画を推進するために必要な取組として、政策を推進する上で留意すべき3つの内容をまとめました。

今回は、前回からの内容面での主な変更点を御説明したいと思います。

まず、3ページ目の4行目、文化芸術が有する本質的価値と社会的・経済的価値について広く理解が得られるように、第1期基本計画に基づいて脚注を追加しております。その他の言葉につきましても必要な説明を加えております。

17ページが一番下の行から、文化芸術基本法にうたわれていることですが、人々が年齢、障害の有無、経済的な状況、または、居住する地域に関わらず、ひとしく文化芸術を享受できるような環境の整備を図ることを盛り込んでおります。

また、18ページの中段、重点取組1の項目に「創造的な」という内容を追加いたしまして、「ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進」としております。

19ページの上段、経済産業政策関係の施策として、文化芸術創造エコシステムの確立を盛り込み、産業界からの投資・需要の拡大を促進することで文化芸術の創造を支える新たなエコシステムの確立を図ることとしております。これに関連する個別の政策につきましては、後の関連施策群01に追記しております。

次に、22ページの下段、子供たちの文化芸術の鑑賞体験機会の確保に関しまして、文化財も対象として必要であるということで追記し、他の関連施策群6でも関連の記述を充実させました。

飛びまして、51ページ目、施策群14、食文化をはじめとした生活文化の振興におきましては、上から6つ目の丸から8つ目の丸まで、食文化や生活文化に関する農林水産施策を盛り込んでおります。

次に、55ページ、第5の1の項目名を「社会課題に適時的確に対応するための政策形成・評価」とした上で、内容的にも2つ目と3つ目の丸の内容を大幅に見直し、状況が常に変化することを前提としたダイナミックな政策形成・評価を行っていくこととするとともに、計画の中間年度に中間評価を実施して、一層効果的な施策の推進に生かすことなどを盛り込んでおります。その他、全体としても表現の適正化などを行っております。

最後に、この答申案には記載しておりませんが、基本計画に副題をつけたほうがよいので

はないかと前回の部会で意見がありました。基本計画は最終的に閣議決定されるものですので、副題の扱いについては政府において決めていただくということになるかと思いますが、副題をもしつけるのであれば、重点取組の総論として、コロナ後も見据えて文化芸術の本質的価値と社会的・経済的価値を創出し、社会・経済の活性化を図る旨が述べられておりますので、この趣旨に沿うような内容にさせていただきたいと政府にお願いしたいと思っております。

では、全体も含めた詳細の説明について、事務方からよろしくお願いたします。

【今井政策課長】 失礼いたします。事務方より、ただいまの部会長からの御報告につきまして、補足で説明をさせていただきたいと思っております。この後の議論に資するように、全体的な観点からの御説明をさせていただければと思っております。

全体構造につきましては、答申の1ページ目にある目次、先ほど部会長より御報告があったとおりでございます。

2ページ目を御覧いただきますと、こちらが前文となっておりますが、前文には1つ目の丸にございますように、文化芸術は、人々の創造性を育み、豊かな人間性を涵養する。そして、心豊かで多様性と活力のある社会を形成する源泉だということを記載し、その後、伝統文化の重要性、また、現代芸術・メディア芸術等の重要性などを説明した上で、新型コロナウイルス感染症に対する影響、また、文化芸術と経済の好循環を生み出す必要があるということ、さらには、国際的な多様性、包摂性、持続可能性などをキーワードとした文化芸術に期待されている役割の増大について、そして3ページ目でございますけれども、これまでの第1期計画においての観点を今後、第2期にどのように引き継いでいくのかということ、そして、最後、地方自治体との関係での期待すべき事項、そういったものが前文で整理されているところでございます。

続きまして、4ページ目以降は、第1といたしまして、我が国の文化芸術を取り巻く状況として、3点整理をしております。

1つ目が、1期計画期間中におけます文化芸術をめぐる主な動向といたしまして、京都移転を契機とした文化庁の機能強化、また、博物館法の改正、文化観光推進法の制定、そして、二度にわたる文化財保護法の改正など、これまでの5年間の振り返りをさせていただいております。

5ページ目以降は2点目でございますが、新型コロナウイルス感染症が文化芸術に与えた影響について分析させていただいております。文化芸術イベントがこのコロナ感染拡大に

よりまして中止、延期、規模縮小など、人々の行動自粛などにもつながっております。また、そこから受けた影響というのは極めて甚大な影響でございました。こういったところを回復するためにも文化芸術の持つ本質的価値、社会的・経済的な価値の重要性を改めて確認し、その対応をしていくことを確認させていただいております。

3点目が6ページ目でございますが、社会状況の変化でございます。この点につきましては、特に近年、急速に進むデジタル化の進展、また、急激な少子高齢化、さらには、国際的・地球的規模の課題、こういったようなことを分析させていただいて、おおむねこの3つの観点から第2期計画策定に向けた考え方を整理しております。

7ページ目は、その第2期計画の議論に向けての状況でございます。諮問文にあります3つの事項を踏まえて文化審議会でも御議論させていただいた旨記載させていただいているところでございます。

続きまして、9ページ目以降は第2といたしまして、第1期計画で示された施策の実施状況・達成状況の評価をさせていただいております。この点につきましては、昨年の3月末に文化審議会でも御議論いただきましたが、第1期の中間評価をしていただいております。その概要となっております。9ページ目以降、第1期計画におけます各戦略の評価ということで、戦略1に関する評価、戦略2、それから、3、4、5、6ということで、その評価をさせていただいて、13ページの上段までその確認をしております。

そして、13ページ目の第2、2ポツでございますが、第1期計画の評価を踏まえた課題というところで、1つ目の白丸でございますが、基本的に様々詳細な評価を文化審議会でもしていただきましたが、大きいポイントといたしましては、この2行目からでございますが、計画当初には、設定した目標や数値指標の向上など一定の効果が見られたものの、計画期間中に生じた新型コロナの影響——これは2年目の後半からということでございますが——を大きく受けておまして、目標達成できなかつたり、感染拡大以前との比較が適切でないものが多いという状況の中、それぞれの課題を洗い出しをし、今後の計画につなげていこうという分析をさせていただいております。13ページ、14ページ、15ページでございました。

こうした第1期の評価をさせていただいた上で、16ページでございますが、第3でございます。文化芸術政策の中長期目標についての確認でございます。この点につきましては、第1期の計画の中で中長期の視点でその4つの目標を立てていただいております。今後の文化芸術政策が目指すべき姿でございます。この点につきましては、若干修正させていただいたところもございますが、基本的にはその目標を踏襲し、表現の適正化だけ図らせていただい

た上で、具体的に2期計画で取り組むべき事項について、17ページ目以降、その整理をさせていただきます。

17ページ目を御覧いただけたらと思いますが、第4でございます。第2期計画における重点取組及び施策群でございます。

まず、17ページ目からは、1ポツでございますが、第2期計画における重点取組を整理させていただきます。先ほど部会長からも御紹介いただきましたとおり、7つの観点でその点整理をさせていただきます。

18ページ目以降、7つの観点でございますが、ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進ということで、その基本的な考え方を記載した上で、18ページ目の下段でございます、計画期間中に取り組むべき重要施策といたしまして、文化芸術推進の向上、以下、様々な施策を整理させていただいたところでございます。

続きまして、20ページ目を御覧いただければと思います。重点取組の2でございます。文化資源の保存と活用の一層の促進ということで、取り組むべき施策につきましては、21ページ目以降でございますが、文化財の匠プロジェクトの着実な推進、以下、文化財、文化資源の保存と活用についての重点取組事項を記載させていただきます。

22ページ目でございます。重点取組3でございます。文化芸術を通じた次代を担う子供たちの育成といたしまして、計画期間中に取り組むべき重要施策といたしまして、破線の中の箱の1つ目でございますが、学校におけます文化芸術教育の充実・改善と我が国の伝統文化の継承ということでございます。こうした取組を進めていくということであります。

また、重点取組の4点目は多様性を尊重した文化芸術の振興でございます。23ページ目以降でございますが、性別、年齢、障害の有無や国籍等に関わらず活動できる環境の整備をはじめ、取り組むべき事項を整理して記載させていただきます。

そして、23ページ目の下段からでございますが、重点取組の5、文化芸術のグローバル展開の加速でございます。具体的に取り組むべき重要施策については、24ページ目でございますが、トップアーティスト等のグローバル活動の支援、また、そういったことを含みました戦略的な文化芸術の海外発信、また、日本博2.0の推進などを含めて、世界の方々を日本に惹きつける、そうした文化芸術の拠点形成に向けた環境づくりをはじめとした施策群を記載させていただいています。

25ページ目が重点取組6でございます。文化芸術を通じた地方創生の推進ということで、取り組むべき重要施策は、全国の博物館・美術館等の機能強化・設備整備の促進、また、26

ページ目の上でございますが、劇場・音楽堂等の機能強化・設備整備の促進など、それぞれの地方創生に資する施策群を整理させていただいております。

そして、重点取組7でございますが、デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進といたしまして、ウェブ3.0にふさわしい急速に進化するデジタル技術を活用した文化芸術活動の推進をはじめ、取り組むべき施策を整理させていただいたということでもあります。

これが7つの重点取組の概要でございました。

続きまして、29ページを御覧いただけたらと思いますが、ここから先につきましては、この文化芸術基本法に基づきます第2期計画を効果的、着実に推進を図るため取り組むべき施策、それを16の施策群にまとめてそれぞれ示させていただいたところでございます。

29ページにございますように、それぞれ重点取組1から7と16の施策群の関係について、その関係の深いものにぶら下げる形でその整理をさせていただいているところでございます。その上で、30ページ目以降は施策群1、コロナ禍からの復興と文化芸術水準の向上等でございます。

この後、16の施策群につきましては、それぞれ1ポツで目標を掲げた上で、2ポツでその目標達成をするために取り組むべき施策、これまで様々取り組んできたものを含めまして、漏れがないような形で施策を記載させていただいているということでございます。16の施策群についての御紹介は時間の関係上、割愛させていただきますが、それぞれ30ページ目から32ページ目で施策群の2でございます。また、33ページ目には施策群の3が記載されている、こういった形で、最終、16の事項がそれぞれ整理されておりますので、また御議論いただけたらと考えております。

最後に、ページ数、55ページを御覧いただけたらと思います。第5でございます。

第2期計画推進のための必要な取組事項ということでございます。ただいまの第4のところは重点取組、それから、16の施策群に分けて、2層でその施策を展開するというところでございますが、こういった施策群を推進するに当たりまして留意すべき共通事項を3つの観点で整理させていただいております。

1つ目が、55ページの1ポツでございますが、社会課題に適時的確に対応するための政策形成・評価と体制の構築でございます。こちらの1つ目の丸にございますように、文化芸術立国を目指すための現在、政府で進めておりますEBPMの理念、これに基づいた評価をしっかりと取り組んでいくということ、また、2つ目の白丸にございますように、PDCAサイクル、そういったものも随時回していきながら、5か年をできるだけ随時、柔軟に対応していくという

ことを整理させていただいているところでございます。

続きまして、2点目は56ページでございます。2ポツでございますが、第2期計画の戦略的な広報・普及活動の展開でございます。2期計画を策定してそのままにすることなく、国民をはじめとしまして、幅広くこの2期計画の内容について御理解いただけるよう、戦略的に広報・普及活動を展開したいということでありまして、そのためには、2つ目の白丸にございますように、内容とともにその情報発信のタイミング、また、対象となる国民の皆様方の対象層、そして、広報ツールといたしましてはSNS、動画配信サービスなど、適切に活用していくことを記載させていただいております。

そして、最後に3点目でございますが、国・地方公共団体が一体となって文化芸術の振興に努めるということで、国といたしましては、こういった第2期計画を策定させていただければと考えておりますが、地方公共団体におきましても、それぞれの地域の実情に応じて文化芸術政策を進めていくための取組を進めていただきたいということで、最終ページ、57ページでございますが、1つ目、一番上の丸にございますように、文化芸術基本法におきましても、地方公共団体には、国との連携を深めながら、それぞれの地域の特性に応じた施策を策定して実施する責務を有するというのと同時に、地方文化芸術推進基本計画を定めるよう努力義務が課されておりますので、国といたしましては、地方公共団体にできるだけ2期計画を参考にさせていただきながら、それぞれの地域の特性に合わせた計画づくりを進めていただきたいということでありまして、国としても必要な情報提供などを図らせていただければと考えているところでございます。

以上、簡単ではございますが、第2期計画の補足の説明をさせていただいたところでございますが、この後の御審議よろしくお願い申し上げます。

【佐藤会長】      ありがとうございます。

ただいま河島部会長，それから，課長さんからの的確に今回の文化芸術基本計画（第2期）についての答申案について御説明いただきました。

まずは、ただいまの答申案につきまして、委員の皆様のお質問、御意見ございませんでしょうか。

割と周到につくっていただいていると思いますが、特にこういう御意見等がございましたら、また御発言いただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

割と大部な形の立派な報告，答申案をつくっていただきまして、中にも、具体的にも網羅的に重点取組だとか、施策群も詳しく記載していただいておりますし、また、拝見して、か

なり網羅的に行き届いているかという気はいたします。

なお、こういう点についてどうかというような御質問も結構でございますが、いかがでしょう。

【藤井委員】 よろしいでしょうか。

【佐藤会長】 藤井委員、お願いします。

【藤井委員】 全体として、大変重厚な案になっていると思います。それから、私は文化財分科会なんですけれども、例えば文化財の匠プロジェクトについて細かく触れていたり、非常に具体的に、従来から一歩進めるというふうな政策が大分入っているというふうに思うんですけれども。

それで、これは具体的に何年後ぐらいにこの成果がどのぐらい実現したかということを確認される予定なんですか。そういう仕組み、フィードバックというか、どのぐらい具体化できて、それをどう評価して、また次のステップを将来的に踏むと思うんですけれども、その予定というか、プログラムがありましたら、教えてください。

【佐藤会長】 中間評価とかも書いてあったような気がしますが、それでは、お答えお願いします。

【今井政策課長】 御質問ありがとうございます。

それでは、答申案の55ページを御覧いただけたらと思います。先ほど御紹介させていただいた中で、もう少し詳しく御紹介ができればと思っております。

まず、55ページの1つ目に、政策形成・評価と体制の構築という項目を立てております。1つ目の白丸はその理念が述べられておりますが、具体的には、ただいまの御質問に対してのお答えになろうかと思いますが、2つ目、3つ目の辺りの白丸を御覧いただくと、その考え方を記載させていただいております。

この点につきましては、部会におきましても様々御議論いただきました。こちらにございますように、例えば3行目でございますが、第2期計画に基づく施策の推進、このためには様々な団体の聞き取り、それから、データに基づいてロジックモデルを構築した上で施策の進捗状況についてモニタリング指標、また、対象者からの収集したデータに基づいて実態を把握、そして、分析を行い、状況の変化に応じて機動的かつ柔軟に施策の改善、見直しを行っていくこととしたいとさせていただいております。

なので、私どもとしては、いついつまでに何というよりも、この計画がこの4月以降、5か年の計画ということではございますが、それぞれ実現に向けた取組を各課参事官もしくはは



担当の者が取り組んでいく中で、そういった見直しを随時行っていくことを考えられればと思っております。

なので、その後でございますが、政府、関係機関は、このようなPDCAサイクルを基本計画の中間時期や終了時だけでなく、随時、回していく意識を持ちながら、社会状況の変化に応じて個別政策も効果を上げていくことが重要ということでもあります。

なので、そういった不断の見直しとともに、最終的には3つ目の丸でございますけれども、その中で全体といたしましては、1行目でございますが、第2期計画の中間年度、令和7年度を予定しておりますが、終了後に中間評価を実施していくということ、その中で大きな全体像の、それまでのおよそ令和5年、6年、そして、その7年の3年分の評価をスタートさせていただきたいと思っております。イメージといたしましては、こういった評価の進め方、また、基本的な政策をしっかりと実現に向けていくための取組を記載させていただいているところでございます。

【佐藤会長】 藤井委員、いかがでしょうか。

【藤井委員】 御説明、承知いたしました。それが妥当に行われるようにぜひ努力をしていただきたいと思っております。

【河島委員】 すみません、河島ですが、少し。

【佐藤会長】 どうぞ。

【河島委員】 補足説明させていただきたいんですが。

【佐藤会長】 お願いします。

【河島委員】 第1期の計画におきましても、中間評価というのは行っておりまして、その内容がこの第2期の計画の最初のほうに少しまとめてあるんです。そういう形でフォーマルな評価というのは以前からも行っているんですけども、今回の第2期計画のこの、今、事務局より御紹介のあった55ページ、56ページ辺りは、評価の体制であるとか、それをどう政策形成に結びつけていくかというところに一步踏み込んでいるか、あるいは、一步広げて、一つ広げた形で今回、記載しているというふうに、部会長としては思っております。

以前の第1期の計画を見ますと、この同じような内容が書かれているところというのは、どういう指標を使うかということが具体的にリストアップされていたんですけども、今回は、そういう細かいことではなくて、それをどういうふうに使っていくのかという、もう少し大きな視点から述べております。

それから、先ほど課長からも読み上げがあったような、55ページの1ポツの2つ目の丸の下

から4行目、状況の変化に応じて機動的かつ柔軟に施策の改善、見直しを行っていくということ、この辺りも少し新しい記載でございまして、これはやはりコロナの影響がありまして、基本計画でかっちり決めてフレームワークはできていますが、世の中のスピードにある程度についていこうということで、常日頃、データを収集し、その上で評価もし、場合によっては、機能的、柔軟に政策の方向を変えていく必要もあるのではないかと、この辺り、少し新しい記述となっております。

私から少し追加で申し上げたいことは、以上でございます。

【佐藤会長】 大事な補足説明ありがとうございました。

かなり評価についても考えていただいて、それに応じた類似の、よりよい政策改善をしっかりと書いていただいているというふうに思いました。

ほかにかがでしょうか。井上委員、お願いします。

【井上委員】 井上でございます。

今、御議論があった55ページ、56ページ辺りですけれども、私、このペーパーを読ませていただいて、一番これはすばらしいことが書かれていると思ったのが、ここでございまして、やはりこういう計画を立てたときに、どうやってそれを実現していくか、それをどうやってモニタリングしていくかという、その仕組みをしっかりとつくっていくというのが極めて重要なことだと考えております。

今回、文化政策部会の下で指標などの見直しも随時行う。計画をつくっているけれども、状況の変化に応じてローリングしながら計画を改善していくんだというような方向性をしっかりこの答申の中に書き込んでいただいたというのは、意義が深いと思っております。

ただ、実際にそれをやっていくというのは、エビデンスも適時、データを常にモニタリングしながらやっていくというのは、それほど簡単なことではないと思いますので、今回、新たにこういうものを入れて意識的にやっていくということであれば、これは非常に大きなチャレンジと捉えていただいて、次の計画、第2期の計画の中で1つの成果として、モニタリングのシステムがこれだけうまく働いたんだというふうに言えるような形にさせていただくとよいのではないかと思います。

それが取組のモニタリングの話でございますけれども、内容面は本当にすばらしい内容、7つの取組重点の分野、それぞれ書かれております施策はどれも重要なものばかりで、大変読み応えのある内容になったかと思っております。

私は、文化の力で人々の心を豊かにし、人ですとか組織のつながりを強める、併せて産業

の発展にもつながっていくというようなエコシステムができれば大変素晴らしいことだと思っております、この答申案の中にはそれを実現するための様々な施策が詰まっているというふうに思っております。

とりわけ私が注目したのは、近時、非常に注目されているダイバーシティの問題でございまして、1つの重点分野として取り上げていただいておりますけれども、様々な個性のある方がそれぞれの個性を生かして、文化として発信できるような体制というのを力強くつくっていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

【佐藤会長】 貴重な御意見ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

ちょうどただいまの御意見にもありましたけれども、56ページの辺りにあるように、こうした立派な基本計画の第2期をつくっていただいたわけなんです、これをもうちょっと、しっかりと書かれているいい内容を社会的にも知っていただきたいという気がいたしまして、56ページの2のところにもありますけれども、もうちょっと戦略的にこれを広めていく、国民にも知っていただくというような方向が求められるべきかというふうに思いました。

これはまた今後、努力していただくということになろうかと思いますが、その点は何かお考えはあるのでしょうか。

当然これが出た……。

どうぞ。委員長。

【河島委員】 詳しいお考えは後ほど事務局からお話しいただこうと思っているんですけれども、ここの部分も実は本当に大事だと思っております、これも第1期の計画というのは、その広報活動ができていなかったというのが文化庁の方々と私の間で共通した反省点だったんです。それで、これはぜひやろうと。僅か1ページの真ん中だけしか、スペース的には大きく書き込んでいるところではないんですけれども、個人的にもここはぜひ今後、力を入れていただきたいと思っているところなんです。

それで、例えばこの基本計画の最終案なり、この答申の案でも、文化関係の団体の方々というのは非常に注目されていて、アーティストの方々ですとか、細かいところも見ていらっしゃるはずなんです。けれども、最終的な受益者である国民というところになるともう一つまだ届いていないか。文化政策って何？ とか、文化芸術基本計画というのがあると何がどうなんですかというようなこと、あるいは、文化庁って何をやる役所なんですとか、本当

に素朴な疑問が恐らくたくさんあるんです。

それやはり伝えていき、支持を得ていかないと足元が固められないと思っておりまして、こここのところ、文化庁も最近、面白い広報なども、ユーチューブなども使ってやっている部署などもあることは知っているんですけども、シンポジウムを開くだとか、SNS動画配信サービスといったものも活用して、ぜひ国民の皆さんにも伝わるような形で広報普及活動というのをさせていただきたいと思っております。

私からは以上です。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

では、お願いします。

【今井政策課長】 ただいまの部会長の御説明に若干補足をさせていただきます。

56ページ、今、部会長を御紹介いただいた2ポツでございしますが、より具体的なポイントといたしましては、2つ目の白丸を御覧いただけたらと思います。

その具体的に取り組んでいく方向性について今回、答申案の中で盛り込んでいただいておりますが、具体的に、その広報すべき内容に応じまして様々な広報ツールを使うのと同時に、イメージとしては、3行目からでございますけれども、広報の対象となる層、例えば地方自治体の方々でございますとか、文化芸術団体、そういったことを意識しながらこの2期計画の考え方を取り出していく。そして、分野別に情報提供ができないかという取組を今後、検討していきたいというふうに考えております。

文部科学省の中でも今、先行して進んでいる基本計画の紹介の仕方の中にはそういった、切り分けて、全てのこの計画を全部読まないというのではなくて、関心がありそうなところをピックアップして、その部分部分で見えるような、そういうホームページの工夫をしている例もございますので、ぜひこの第2期計画につきましては、そういった情報の取り出しもしやすいような広報を含めて、さらに検討させていただきたいと思っております。

【佐藤会長】 よろしく願いいたします。

ほかには御質問、御意見ございませんでしょうか。

それでは、私ももう1つお伺いしたいのが、56ページの一番最後のほうの地方公共団体における文化芸術の、今回の基本計画を受けての取組がどうなるかということでありまして、文化財のほうだと、都道府県で文化財保存活用の大綱をつくられたり、市町村で文化財保存活用地域計画を市町村なりにつくっていただいて文化財の保存や活用を目指すということ

が、それぞれの自治体でオーソライズしていただいているということがあるんですが、この文化芸術のほうの場合は、何か地方公共団体との連携というのは、こちらから、文化庁のほうでいろいろ主導されるということあるんだろうと思うんですけども、もうちょっと具体的に何かつながりが持てるかどうかという点についてはいかがでしょうか。

【今井政策課長】 会長からの御指摘に事務局のほうからお答えさせていただきたいと思います。答申案につきましては57ページを御覧いただけたらと存じます。

57ページ、先ほど丸1つ目で御紹介させていただきましたが、基本法の中では、地方文化芸術推進基本計画を定めるよう努力義務がかかっているところを御紹介いたしました。その具体化を図るためには、その下の2つ目の丸、3つ目の丸を御覧いただけたらと思います。

まず、私ども、今回の答申の中では、ぜひ公共団体におかれましてもこういった基本法の趣旨、そして、2期計画を参酌していただいて、各地域での基本計画づくりを進めていただきたいと思っております。そうした取組を進めるために、私どもとしても、国から必要な情報提供あるいは助言なども行えればと考えております。そのためにどういった説明をするのか、場合によっては、先ほど部会長からもお話がありましたが、地方公共団体向けのシンポジウム、説明会、そういったものを開催するなど、考えられるかと思っております。

全国には1,700近くの自治体ございます。この計画を取りまとめていく中では、なかなか体力がなくて自分だけでこの総合的な文化芸術基本計画を地方でつくるのが難しい自治体もあるのではないかと御質問いただいたときもございます。我々といたしましては、地域地域の特性とか取組方にやはり差があるかとは思っております。可能であれば、一自治体で総合的な計画をおつくりいただくのも理想的だとは思っておりますが、まずは、自治体がおつくりになる総合計画の中に文化芸術、文化財の重要性を打ち込んでいくということから始めていただいて、徐々にその地域の盛り上げをして、いつかはその単独の計画をおつくりいただく。そういったやり方の進め方の工夫もあれば、場合によっては、いろいろな地域と連携して、その地域の計画、一自治体ではなくて地域の計画をおつくりいただく。こういうときには多分都道府県の御支援も必要になるかと思いますので、我々としては、その地方の様々な地方自治体があるということを前提に、それぞれに応じた計画づくり、もしくは、取組を促せるよう、文化財の保存だけでなく、文化芸術でも進められればと思っております。

また、その3つ目のところを御覧いただきますと、そういった計画をおつくりいただくときには、やはり自治体の状況も踏まえながらも、ぜひ多様な背景のある方、性別、年齢、障害の有無なども含めて、その広い声を取り入れるための、例えば、地域における会議の構成

員の配慮をお願いしていたり、また、文化関係の自治体、組織だけではなくて、3つ目の丸の後段でございますけれども、地方公共団体においても様々な部局ございますので、国と同様に、経済系とかもしくは福祉系のところとも連携して議論をしていただきたいということをお願いしていきたいと思っています。

こういったことを国としてはしっかりと地方にお伝えして、地方の取組を促していくようなことを考えていければというふうに思っているところであります。

**【佐藤会長】** ありがとうございます。

それでは、ほかに委員の方から御質問、御意見ございませんでしょうか。

それでは、また後で時間があると思いますので、もし振り返って御意見があれば、おっしゃっていただくことにして、次に入っていきたいと思います。

本日、いろいろな御指摘もいただいたところでありますけれども、その反映を含めまして、文化審議会の答申案については、最終的な取りまとめを私に御一任いただいてよろしいでしょうか。基本的には今日、御説明いただいた案のとおりということになるかと思っておりますけれども。

それでは、ありがとうございます。皆さんうなずいてくださいましたので、それでは、私のほうに御一任いただきまして、事務局との調整後、文化審議会としてこの答申を決定したいというふうに思います。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の2、その他でございます。

今期の総会としましては、このように委員の皆様で議論できる機会というのは今回が最後になる見込みでございます。

最後に、毎年やっておりましたけれども、各委員から一言二言三言ずつ今期の感想や今後に向けた御意見、建設的な御意見などをいただければというふうに思います。

それでは、五十音順ということでお願いしたいと思いますが、まず、井上委員、お願いいたします。

**【井上委員】** 井上でございます。すみません、そういう御指示があったというのをちょっと見落としていたようで、何の準備もしていないところなんですけれども。

ありがとうございます。今日の文化政策部会でおまとめいただいた答申について先ほどちょっと申し上げましたけれども、文化というのは、やはり人の心を豊かにするものだというふうに思っていますし、人と人をつなげる力もある、そして、経済にも結びつくという

ところがございますので、こういった、今日まとめいただいた答申も含め、さらにこういう取組を推進していただくのが重要だというふうに考えております。

これも先ほど申し上げたことと重なってしまいますけれども、やはりこれから多様性というのは非常に重要なキーワードになってくるというふうに思っております。多様性、各企業でもダイバーシティーの取組ですとか、様々進めているわけですが、やはり文化の分野での多様性というのは、一番、個人の一人一人の個性というものを発揮しやすいというような特性があると思いますので、文化の分野での多様性を高めていくというのが、日本の文化の厚みあるいは広がりというものを増す手段になると思っております。

ですので、性別、LGBTQもそうですし、それから国籍ですとか、障害のあるなし、いろいろございますけれども、そういったあらゆる人々をインクルードができるような形で文化政策を進めていただきたいというふうに思っております。

以上です。

**【佐藤会長】** ありがとうございます。

それでは、続きまして、岩崎委員、お願いいたします。

**【岩崎委員】** 私何も準備していなかったんですけど、今年は、ある意味、私が関わっております無形文化部ではとても充実した1年間だったというふうに思っております。第一に、生活文化、これまで課題でありましたものが、ちゃんと文化財保護法の中で取り込まれたということが1つですし、それから、何よりもこの基本計画の中で文化財の匠プロジェクトというものが非常に具体的に力強く描かれて、それは私のこれまでの期待以上に積極的なアプローチだというふうに考えています。

無形文化に関する保護に関しては、日本は世界の先を行く先進国なんですけれども、無形文化遺産の保護と、それから、それを維持するための技術なども保護しています。

これでこの文化財の匠プロジェクトを5年間経過して、その原材料となるものとか、それから、技術者、継承する人たちの育成とかということも成果として目に見えてきたときには、やはり世界に対して無形文化遺産の保護の在り方の1つのサンプルとなるものだというふうに考えております。

とても充実した1年間、そして、さらにこれから5年間を大いに期待しております。

以上です。

**【佐藤会長】** どうもありがとうございました。

コロナの間でしたけれども、非常に充実した1年ということで、大変私もうれしくなりま

した。

続きまして、河島委員も部会長としてだけではないお立場でお願いいたします。

【河島委員】 ありがとうございます。

思い起こしますと、やはり第1期の計画の5年間というのは、大変文化にとっても大きな激動の時代だったのではないかと考えております。何よりコロナという予想もしなかったことで、文化芸術セクターというのは大変打撃を受けた、最も大きな打撃を受けたセクターの1つだったわけで、そこで文化政策というものがどうあるべきかとか、緊急支援以上に文化支援の在り方というの也被問われるところがあり、それを見越した上でのこの計画になっているんですけれども、今後も社会の変動というのは大変早いということがみんな分かっていますので、それに適した形で文化政策というの也被進化させていってほしいというのが1つとされているところではあります。

今回、井上委員からも御指摘のあったようなダイバーシティと、それから、グローバルな場面で非常によく耳にするSDGsとか、気候変動、それから、包摂的な社会といった、いろいろなすごく大きな課題に対して、文化政策というの也被それに貢献していく立場なんだということも、前文ですとか、幾つかの場所に少し書き込めたことというの也被とてもよかったというふうにも考えております。

それから、もう1つは、いよいよ京都移転が本格化するわけではありますので、私には京都在住でございますので、こちら関西では、少なくとも関西本社のマスコミの間でも大変盛り上がっております。文化庁の移転について記事が今後、幾つか出てくるのが予想されております。

皆さん知りたいのは、やはり文化庁が京都に移って何が変わるのということではありますので、ある意味、別には変わらない、もうやるべきことは肅々と、どこにしようが、東京にしようが、あるいは、京都以外の場所に移転したとしても、やっていくべきことはやっていくのであろうと思うんですけれども、京都は地方都市ですので、人口150万ぐらいのそこそこ大きな町ではありますけれども、コンパクトなサイズの都市に文化庁がいよいよ本格的に移られるということになると、恐らくこの基本計画の最後のほうで会長が御質問されていた、地方との関係、地方の計画というの也被に対して文化庁はどうコミットするんですかというところと少し関係してきますが、やはり地方行政に本当は国全体としては、この文化の分野はもっと頼っていかなければならないと思っています。

文化庁の予算は1,000億円ぐらいですとずっと堅調に推移はしていますけれども、これが3,000億円、4,000億円になるということがなかなか考えづらいのであれば、やはりここは自



治体さんに頑張ってもらわなければならない、そして、その地方独自の文化や固有の文化的な多様性というものは日本全体の多様性に直結していますので、ぜひ地方行政には本当は頑張ってもらいたい。

その意味で、京都に移ることによって、もしかして文化庁にとっても、今までずっと東京にいた役所が京都に移ると、あくまでも国の省庁でありながら、地方の視線というのが生まれてきて、そして、共に地方団地方公共団体における文化行政、文化政策というものを推進していくために、国も支援しますという、そういう姿勢が一層強まることに自然となるのではないかとというのが私の期待しているところです。

文化庁として、国の機関としてやるべきこともしっかりやっただきながら、ぜひ地方の文化政策というものも、今後は、京都移転が1つのきっかけとなり、新たな展開が見られるということになると大変よいのではないかと考えております。

以上です。

**【佐藤会長】** どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、河野委員、お願いいたします。

**【河野委員】** 分かりました。日本消費者協会の河野です。

先ほど取りまとめいただきました第2期の基本計画については、本当にいろいろ意見交換の中にも出てきましたけれども、関係者の皆様の連携と協働によって円滑な推進ができるように心から期待しております。

私は消費者ですけれども、ふだん文化芸術の恩恵に浴していながら、その恩恵をしっかりと実感していない状況にございますけれども、先ほどのような本当に精緻で丁寧な計画を少しでも私なりに理解して、周囲の方たちと分け合って、理解を深めていきたいというふうに思ったところです。

その上で、2つお伝えしたいと今、いろいろ伺っていて思ったことがございまして、1つは、今、河島委員もおっしゃっていたんですけれども、基本計画の前文にまとめていただいた重点課題のうち、私も6番目の役割に期待しております。文化芸術の持つ多様性、包摂性、それから、持続可能性というのをキーワードとした社会課題の解決というのにおいて、本当に芸術が大きく貢献してくれるのではないだろうかというふうにと考えております。

今、私が関わっておりますSDGsの様々な取組の中に、社会のそういった様々な課題を解決するために文化芸術を手段としてしっかりと取り入れていくという試みがたくさん今、提案されていまして、非常に大きな効果を上げています。この部分に関しては、本当に世界平

和ですとか、地球規模課題の解決に向けても、文化芸術が今後、果たすべき役割というのがとても大きいと思っていますので、期待したいと思っております。

それから、2つ目は、私は現在、著作権分科会で活動させていただいておりますけれども、円滑な権利処理と対価還元の問題は、この間、かなり新たな解決策を見出すためにいろいろと審議、議論が重ねられていたところなんですけれども、一定の方向性が打ち出されまして、法改正に向けて一步踏み出したということは大きな成果だというふうに思っています。

権利処理や対価還元などの仕組みに不慣れなクリエイターの方や、顧みられずに埋もれてしまっているような貴重なコンテンツなどが、新たな制度の導入によって著作権のコンシエルジュの機能と、それから、利便、利活用のエコシステムとしての機能が発揮され、その結果として、私たち国民の利便の向上と国民の生活を豊かにする一助になってほしいと心から思っています。

私からは以上でございます。ありがとうございます。

**【佐藤会長】** ありがとうございます。

私もただいまの御意見に勉強させていただきました。

それでは、次、佐藤で、私であります、私は御挨拶をちょっとは申し上げたんですけれども、この間、やはり私が感じましたのは、コロナ禍の下で、文化芸術もそうだし、文化財のほうもそうだと思いますが、大変大きな課題を背負い込んだといえましょうかということがあると思います。

それで、ただいまの御議論いただきました文化芸術基本計画の第2期については、その後のポストコロナ、あるいは、ウイズコロナの時代にどのように復興してさらに持続的に発展させていくかという図式があったと思います。これがどうなるかということで、この計画自身はすばらしくつくっていただきましたので、これに沿っていい方向に進めばありがたいし、そういう形で様々な、先ほどのお話にあったような社会の課題あるいは人間の課題が文化芸術によってクリアされていくような方向性が見つかればいいと、そうやってほしいし、そうしなくちゃいけないというふうに強く思いました。

そのためには、やはりこういった試みを多くの人に知っていただきたいというふうに思ったということがございます。

それと、もう1つは、今年、刻々と迫ってきている文化庁が京都に移転されるということがありまして、これがこの後どういうふうになっていくかということで、これももう与えられた課題ということでもありますけれども、それをいい方向に結びつけていくということ

をしなくちゃいけないということで、これはこういった文化審議会のほうもバックアップして、文化庁がよりよい機能を発揮できるような方向を考えていく必要があるのかというふうに思いました。

そういった課題が多いということでもありますけれども、私は、これからもうちょっと明るい方向になっていってほしいというふうなことを願っております。

私からはその程度のお話にさせていただきます、続きまして、茶園委員、お願いいたします。

**【茶園委員】** 茶園です。よろしく申し上げます。

私も、先ほどの河野委員同様に、著作権法を担当させていただいておりますけれども、先ほど河野委員がまさにおっしゃったとおり、この著作権分科会は、先ほどの文化芸術推進基本計画の54ページですか、そこにも書いてあるんですけれども、簡素で一元的な権利処理方策と対価還元というテーマで、非常に多くの時間を費やして非常に深い議論をしていただいて、一応答申としてまとめられました。

恐らく私は、この制度が、これから文化庁の方には法改正をするのに非常に大変なお仕事をしていただくことになると思うんですけれども、実際に法改正がされますと、恐らく著作権法の中で画期的な制度として構築されるのではないかというふうに思っております。

今までなかなか利用がしにくかった文化的な成果が非常に円滑に利用でき、それによって新たな文化芸術というのが創造が促進される、恐らくこういう効果が大変期待されるものであります。

先ほど議論されていた文化芸術推進基本計画の中でも、文化芸術政策の中にも様々な側面があると思うんですけれども、その中の1つの側面として、やはり経済活動というものの中で文化芸術というものの推進を図る。実際に創られたすばらしい文化芸術の成果というものが円滑に利用されて、それによって実際にその文化芸術を創られた人々に適正な報酬が与えられて、それによって新たな文化芸術が創造される、促進される。こういう面についても、いろいろ先ほどの基本計画の中にも書かれていましたけれども、著作権法とまさに同じように、そういう側面がさらに発展して、文化芸術が今後、日本においてたくさん行われて、それに携わる人、そして、それからいろいろ享受している多くの国民が非常に幸せになっていただきたい、そういうことを願っております。

以上です。

**【佐藤会長】** ありがとうございます。

それでは、続きまして、西岡委員、お願いいたします。

**【西岡委員】** 西岡でございます。私は民俗文化財を担当しております。

そういう立場からこの基本計画を拝読しまして、大変行き届いた計画になっておりまして、皆さんがおっしゃっておりますように、今後、この計画が具体的に推進されることをとても期待しております。

その一方で、ついこの間、日曜日に地方のある町の祭りを見てきました。3年ぶりに再開されるというので、少し確認したくて行ってきたんですけども、その町は祭りをまちづくりに活用することをかなり自覚的にやってこられた町なんですけども、コロナで3年間のブランクがあったというのはかなりな痛手だったんだというのを目の当たりにしてきました。

そのような町が恐らく無数にあるのだろう。町だけではなくて、在所の祭りに関してもそうなんだろうけれども、民俗文化財、つまり、非常に基本的な文化、基礎文化がこういう状態では、文化全体も、これも今さら私が申し上げるまでもありませんけれども、かなり危機的な状態なんだということをお今さらのように再確認して帰ってきました。

例えば大変痛手を被って困っていらっしゃる町の方、あるいは、その自治体の方に、この基本計画が進んでいるんだということの情報が、少なくとも情報だけでも届けば、それぞれの町々あるいは村々で多少なりとも勇気づけられる方があるのではないかと。

そういう意味でも、この基本計画の策定に関しては大変期待しております。よろしく願いいたします。

**【佐藤会長】** ありがとうございます。

コロナ禍の下での状況で、文化芸術、文化財もそうだと思いますが、それを担う次の世代へのバトンタッチとか、次の世代の育成みたいなものも大きな課題になってくると思います。そういう面についても、今回のこの基本計画が各地をエンカレッジするような素材になっていけばいいというふうに思いました。ありがとうございました。

それでは、続きまして、浜田委員、お願いいたします。

**【浜田委員】** 失礼いたします。浜田でございます。

コロナ禍ということで申し上げますと、コロナ禍が来てから、しばらく在住外国人の方の入国が難しくなり、在住外国人数も減少するというふうな状況が続いていたんですけども、少しずつコロナ禍が収まり、水際対策も落ち着いてくる中で、在住外国人の方の数もコロナ禍以前の状況に戻っているというふうな状況でございます。

私自身は、国語分科会の中に所属しておりますけれども、今期特に増加する在住外国人材

の方々への対応ということで、日本語教育に関して様々な議論を行うことができました。文化芸術推進基本計画の中にも日本語は我々の社会や文化の基盤であるというふうに非常に力強くうたっていただいておりますけれども、今期は、特に地域におけるコミュニケーションですとか、あるいは、外国人の方の社会参画を支えるための日本語ということで、地域における日本語教育の在り方についてという報告書を取りまとめて公開させていただいております。

これを基盤に、より地域での様々な方々のコミュニケーションが豊かになってくることを期待している次第です。

また、併せまして、日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する議論ということで、別途有識者会議のほうで、日本語教育機関の認定の仕組みですとか、あるいは、日本語教育に当たる日本語教師の方々の資格の在り方についても議論を進めつつあるところです。有識者会議がもう終了いたしましたして、その後、日本語教育小委員会あるいは国語分科会のほうで引き続き議論を行っていくこととなりますので、来年度また引き続き努力をしていきたいというふうに考えております。

先ほど井上委員のほうから、多様性がキーワードであるというふうな御発言があって、私自身も非常に心強く伺いました。社会において様々な多様性が認められるような土壌が育まれるということこそが文化の多様性を高めることの基盤になっていくと思いますし、また、逆に、様々な文化や芸術が栄える社会という、そんな中でこそ一人一人の違いが大切にされる、多様性が育まれるというふうなことが実現するのではないかというふうに思っています。

その意味で、私も努力を続けていきたいと思っておりますし、この文化審議会の先生方にも、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

**【佐藤会長】** ありがとうございます。

それでは、続きまして、藤井恵介委員、お願いします。

**【藤井委員】** 藤井でございます。

先ほど文化芸術推進基本計画のことについては少し申し上げたのですがけれども、この内容は大変充実しているし、先ほど申し上げたように、文化財のほうでは、文化財の匠プロジェクトとか、極めて進んだ包括的な前進的なことが書いてありますし、具体的に進んでいるので、大変にありがたいというふうに思っておりますけれども、これは文化財保護法の改正も

私は委員として関わったんですけれども、そのときに、文化財を大事にする、それから、それに観光を乗せていくという、そういう仕組みをつくるということだったんです。

そのときに申し上げたのは、やはり文化財を大事にして観光化を進める。これは別に反対することは何もありません。いいことだと思うんですけども、ただ、人が足りない。では、人を上乘せして人員確保ができるならばいいし、予算を上乘せできるならば、それが実現する。だけれども、予算も人も変わらないのに何かを足していくと、文化財保護の分野が減ってしまう。これは危機的だから、やはり人員確保のところで参画とか、これはぜひ、国もそうだし、地方もそうだし、そういう具体的な裏のサポートを同時に進めていって、仕組みを具体的につくっていただくということが、一番これから必要はなのではないかと思います。

それから、もう1つは、先ほど河島委員からお話あったように、地方が元気になってこういう方向に進めていただけるといいという話がありましたけれども、文化財ですと、文化財保存活用計画を市単位で今、進めてつくっていただいているんですけども、現地に行きますと、みんな物すごく元気なんです。これは今までもほとんど等閑視されていたような世界が、国が認めているという方向でもって元気になっていて、何人もの人たちがそういう市を越えて教育委員会の仲間たちがそういう議論をしているという状況があります。

ですから、そういう地方が元気になるような政策をこれを基に徐々に打っていただきたいというふうに思っております。

以上です。

【佐藤会長】      ありがとうございます。

市町村の文化財保存地域計画につきましても、私も藤井委員と一緒にいろいろと拝見しておりますけれども、数が増えてきて、だんだんレベルの高いものがたくさん出てくるようになって、それが今、藤井委員のおっしゃったような全体の盛り上がりにつながっているのかというふうにも感じました。今のお話のとおりでございました。

それでは、続きまして、宮崎委員、お願いいたします。

【宮崎委員】      よろしく申し上げます。

私も藤井委員とか佐藤委員と同じ文化財分科会に所属しておりますので、今、両委員がおっしゃったようなことを共通して感じております。1つは、文化財の匠プロジェクトというのが、まだ小さい一歩ではありますけれども、今後に向けて非常に大きな成果を出していただけると期待しています。

特に文化財というのは、それを大事にして、保存というか、つなげていこうという意志が

ないと、あっという間に消えてなくなってしまう、もともと脆弱なものですし、どうして今までああいう脆弱なものが残ったかという、やはりそれを伝えていこうという強い意志を持った人たちが伝えてきたというふうに常々感じておりました、やはりそういう意味では、みんなが知らないうちに、気づかないうちにいろいろなものが失われていってしまうということはぜひ防がなくてはいけないと思いますし、それから、何に価値があるのか、何を次の世代につなげて継承していかなくちゃいけないのかということは、やはりその国というか、その文化そのものであると思いますので、それが先ほどの文化芸術推進基本計画の中にかなり周到に示されているというふうに思うんです。

だから、ああいうものが今の、現代のそういった、かつてであれば為政者とか支配層がそういうふうなことを大事にするものが継承されてきたというところあるんですけども、先ほどのようなその基本計画が続いて、継承の1つの大きな……すみません、ちょっと犬が。ごめんなさい。

そういうふうな役割を果たしていくものというふうに期待しております。

あと、先ほど佐藤委員もおっしゃったように、各地方の文化財の保存活用計画というのが非常に充実して出てきておりますので、やはりこれもきっと次の世代につながっていく重要な基盤になっていくというふうに感じております。

こういうことが、今後の文化財あるいはその文化政策にやはり大きく資するものだというふうに思いますので、その方向でこれからも地方自治体とか文化庁の方々とか、我々委員も努力して見守って、また協力していきたいというふうに思っております。

**【佐藤会長】** どうもありがとうございました。

これで一通り、御参加の委員の方々から御意見、御感想をいただいたわけですが、これまでの全体の皆さんのお話も聞いた上で、あえてもうちょっとこういうことだけ話しておきたいということがおありでしたら、お話しただけると結構ですが。

先ほど、前半の議題1の文化芸術推進基本計画（第2期）に関する御意見でも結構ですが、いかがでしょうか。

いろいろな方のお話を聞いた上で、こういうことも話しておきたいということがございましたら、お願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、ありがとうございました。

それでは、これで一応議題が全部終わりました、そろそろ閉会というふうにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

なお、最後に、事務局から連絡事項をお知らせいただいた上で閉会にしたいと思います。

本日は皆様、どうもありがとうございました。

では、事務局からお願いします。

**【西田政策課課長補佐】** 事務局でございます。

今後の日程については改めまして追って御連絡差し上げますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

**【佐藤会長】** それでは、これで本日の文化審議会の総会を終えたいと思います。

どうもありがとうございました。

— 了 —